

昭和二十八年厚生省令第十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行規則

麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第四
条第二項、第三十條第一項、第三十二條第一項、
第四十四條第六号、第六十一條及び第六十三條の
規定に基き、麻薬取締法施行規則を次のように定
める。

目次

第一章 麻薬に関する取締り（第一条―第十三
条）

第二章 向精神薬に関する取締り（第十四条―
第四十五条）

第二章の二 麻薬向精神薬原料に関する届出等
（第四十五条の二―第四十五条の
八）

第三章 監督（第四十六條―第四十七條の二）
第四章 麻薬中毒者に対する措置等（第四十八
条―第五十條）

第五章 雑則（第五十一條―第五十四條）
附則

第一章 麻薬に関する取締り
（免許の申請）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年
法律第十四号。以下「法」という。）第三条第
一項の規定により、麻薬輸入業者、麻薬輸出業
者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者の免許を受け
ようとする者は、地方厚生局長を経由して厚
生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸
売業者の免許を受けようとする者は、地方厚生
局長に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施
用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を受け
ようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管
轄する都道府県知事に、別記第一号様式による
申請書に、免許を受けようとする者（免許を受け
ようとする者が法人又は団体であるときは、
その業務を行う役員とする。）に係る精神の機
能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻
薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかない
かに関する医師の診断書を添えて、これを提出
しなければならない。
（法第三条第三項第四号の厚生労働省令で定め
る者）
第一条の二 法第三条第三項第四号の厚生労働省
令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬
取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認
知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ
ない者とする。

（治療等の考慮）

第一条の三 厚生労働大臣、地方厚生局長又は都
道府県知事は、麻薬取扱者の免許の申請を行つ
た者が前条に規定する者に該当すると認める場
合において、当該者に当該免許を与えるかどうか
を決定するときは、当該者が現に受けている
治療等により障害の程度が軽減している状況を
考慮しなければならない。
（役員の変更の届出）

第一条の四 麻薬取扱者が法人又は団体である場
合において、その業務を行う役員に変更があつ
たときは、別記第一号の二様式による届出書
に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の
障害又は当該新たに役員となつた者が麻薬中毒
者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関
する医師の診断書を添えて、麻薬輸入業者、麻
薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者に
あつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣
に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあ
つては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱者に
あつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都
道府県知事に、これを届け出なければならない。

（免許証）

第二条 法第四条第二項の規定により免許証に記
載すべき事項は、次のとおりとし、免許証の様
式は、別記第二号様式による。
一 免許証の番号
二 麻薬業務所の名称及び所在地
三 麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従
として診療又は研究に従事する麻薬診療施設
又は麻薬研究施設の名称及び所在地
（業務廃止等の届出）

第三条 麻薬取扱者は、法第七条第一項（同条第
二項において準用する場合を含む。）の規定に
より届け出ようとするときは、次に掲げる事項
を記載した届出書（別記第三号様式）を、麻薬
輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻
薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して
厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元
卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の
麻薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地
を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、
その名称及び主たる事務所所在地）
二 免許証の番号及び免許年月日

三 変更すべき事項
四 変更の事由及び年月日
（免許証の再交付申請）

第六条 麻薬取扱者は、法第十条第一項の規定に
より免許証の再交付を申請しようとするときは
次に掲げる事項を記載した申請書（別記第
六号様式）を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、
麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方
厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬
製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚
生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその

三 麻薬業務所の名称及び所在地
四 業務廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第七条第三項の規定により
届け出る場合に準用する。
（免許証の返納）

第四条 麻薬取扱者は、法第八条又は法第十条第
二項の規定により免許証を返納しようとする
ときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記
第四号様式）に免許証を添えて、麻薬輸入業
者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤
業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労
働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業
者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取
扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄
する都道府県知事に、これを提出しなければな
らない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、
その名称及び主たる事務所所在地）
二 免許証の番号及び免許年月日
三 麻薬業務所の名称及び所在地
四 免許証返納の事由及び年月日
（免許証の記載事項の変更）

第五条 麻薬取扱者は、法第九条第一項の規定に
より免許証の記載事項の変更を届け出ようとし
るときは、次に掲げる事項を記載した届出書
（別記第五号様式）に免許証を添えて、麻薬輸
入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬
製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚
生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸
売業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻
薬取扱者にあつてはその麻薬業務所の所在地を
管轄する都道府県知事に、これを提出しなけれ
ばならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、
その名称及び主たる事務所所在地）
二 免許証の番号及び免許年月日
三 変更すべき事項
四 変更の事由及び年月日
（免許証の再交付申請）

第六条 麻薬取扱者は、法第十条第一項の規定に
より免許証の再交付を申請しようとするときは
次に掲げる事項を記載した申請書（別記第
六号様式）を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、
麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方
厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬
製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚
生局長に、その他の麻薬取扱者にあつてはその

麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に
提出しなければならない。
一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、
その名称及び主たる事務所所在地）
二 免許証の番号及び免許年月日
三 再交付の事由及び年月日
（携帯輸入又は携帯輸出の許可申請）

第六条の二 法第十三条第一項ただし書又は法第
十七条ただし書の規定により麻薬の携帯輸入又
は携帯輸出の許可を受けようとする者は、次に
掲げる事項を記載した申請書（別記第六号の二
様式）に麻薬の施用を必要とする旨を記載した
医師の診断書を添えて、地方厚生局長に、これ
を提出しなければならない。
一 申請者の氏名及び住所
二 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻
薬の品名及び数量
三 入国し、又は出国する理由
四 麻薬の施用を必要とする理由
五 入国又は出国の期間
六 入国又は出国の港名
（輸入及び輸出の許可申請）

第七条 麻薬輸入業者又は麻薬輸出業者は、法第
十四条第一項又は法第十八条第一項の規定によ
り麻薬の輸入又は輸出の許可を受けようとする
ときは、法第十四条第二項又は法第十八条第二
項に規定する申請書（別記第七号様式）を地方
厚生局長を経由して厚生労働大臣に提出しなけ
ればならない。

2 前項の規定は、麻薬輸入業者又は麻薬輸出業
者が法第十四条第三項又は法第十八条第三項の
規定により許可事項の変更を受けようとする場
合に準用する。
（製造、製剤及び小分けの許可申請）

第八条 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、法第
二十一条第一項又は法第二十三条第一項の規定
により麻薬の製造又は製剤若しくは小分けの許
可を受けようとするときは、次に掲げる事項を
記載した申請書（別記第八号様式）を地方厚生
局長を経由して厚生労働大臣に提出しなけれ
ばならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、
その名称及び主たる事務所所在地）
二 免許証の番号及び免許年月日
三 麻薬業務所の名称及び所在地
四 製造し、製剤し、又は小分けしようとする
麻薬の品名及び数量

五 製造又は製剤のために使用する麻薬の品名及び数量

六 製造、製剤又は小分けの期間

2 麻薬製造業者 麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者は、法第二十一条第一項の規定により家庭麻薬の製造の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第九号様式)を、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者にあつては地方厚生局長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 免許の種類

四 麻薬業務所の名称及び所在地

五 製造しようとする家庭麻薬の品名及び数量

六 製造のために使用する麻薬の品名及び数量

七 製造の期間

(譲渡)の許可申請

第九條 法第二十四条第十項及び第十二項第二号の規定により麻薬の譲渡しの許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号様式)を麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、その他の麻薬取扱者にあつては地方厚生局長に、麻薬取扱者以外の者にあつては、譲り渡そうとする麻薬の所在場所を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 免許の種類

四 麻薬業務所の名称及び所在地

五 譲り渡そうとする麻薬の品名及び数量、容

六 譲渡先

七 譲渡しの理由

(麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例)

第九條の二 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者である

イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんににより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき

ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であつて、その譲受けの日から九十日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第二十四条第十一項若しくは第十二項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であつて、その譲渡した日から九十日を経過したものを保管しているとき

二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

二 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別記第十号の二様式)をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 麻薬業務所の名称及び所在地

三 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間

四 いずれの申請者も、前項第一号イ又はロに掲げる場合に限り、麻薬(同号ロに掲げる場合にあつては、当該麻薬に限る)を譲り渡す旨

五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者(第六項及び第七項において「代表者」という)を置く場合は、その氏名(法人にあつては、その名称)

三 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十四条第十二項第一号の許可(以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。)をし

たときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。

四 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日又は第二項第三号の期間の最後の日のい

ずれか早い日までとする。

五 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。

六 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのい

かの免許が効力を失つたとき、そのいづれか他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書(別記第十号の三様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもつて足りる。

七 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。ただし、代表者が、当該届出の内容について、当該麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみの届け出ることをもつて足りる。

八 前項の規定により届け出の場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書(別記第十号の四様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。

九 都道府県知事は、第六項及び第七項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。

十 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。

十一 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいづれかに該当することとなつた場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。

一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき

二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失つたとき

三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき

(麻薬を記載した処方せんの記載事項)

第九條の三 法第二十七条第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

ただし、麻薬診療施設の調剤所において当該麻薬診療施設で診療に従事する麻薬施用者が交付した麻薬処方せんにより薬剤師が調剤する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 患者の住所(患者にあつては、その所有者又は管理者の住所(法人にあつては、主たる事務所所在地))

二 処方せんの使用期間

三 発行の年月日

四 麻薬業務所の名称及び所在地

(廃棄の届出)

第十條 法第二十九条の規定により麻薬の廃棄を届け出ようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第十一号様式)をその麻薬業務所の所在地(麻薬取扱者以外の者にあつては、廃棄しようとする麻薬の所在場所)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 免許の種類

四 麻薬業務所の名称及び所在地

五 廃棄しようとする麻薬の品名及び数量

六 廃棄の年月日

七 廃棄の場所

八 廃棄の方法

九 廃棄の理由

(廃棄の方法)

第十條の二 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄するときは、焼却その他の麻薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。

(封かん証紙)

第十一条 法第三十条第一項の規定により麻薬を収めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙で封を施す場合は、その容器又は容器の直接の被包に、左の種別による証紙で、アンプルにあつてはその直接の被包に、その他の容器にあつてはその容器に、封を開かなければ麻薬を取り出せないように封を施さなければならぬ。

- 一 容量が千グラム以上入りである容器を封かんする証紙にあつては、別記第十二号様式
- 二 容量が二十五グラム以上千グラム未満入りである容器を封かんする証紙にあつては、別記第十三号様式
- 三 容量が二十五グラム未満入り又はアンプルの直接の被包を封かんする証紙にあつては、別記第十四号様式

2 麻薬輸入業者 麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、法第三十条第一項に規定する政府発行の証紙の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十五号様式）を地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 免許の種類
- 四 麻薬業務所の名称及び所在地
- 五 証紙の種類

(譲受証及び譲渡証)
第十二条 法第三十二条第一項に規定する譲受証及び譲渡証は、それぞれ別記第十六号様式及び第十七号様式による。

2 前項の譲受証又は譲渡証は、譲受人又は譲渡人が押印した譲受証又は譲渡証とする。
(情報通信の技術を利用する方法)
第十二条の二 法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 麻薬営業業者の使用に係る電子計算機と譲受人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 譲受人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべ

き事項を電気通信回線を通じて麻薬営業業者の閲覧に供し、当該麻薬営業業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第三十二条第二項に規定する方法による提供を行う旨の承諾又は行わない旨の申出をする場合にあつては、麻薬営業業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 麻薬営業業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、麻薬営業業者の使用に係る電子計算機と、譲受人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
第十二条の三 法第三十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は同項第二号に掲げる電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。

第十二条の四 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）第一条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第十二条の二第一項各号に規定する方法のうち麻薬営業業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- (事故の届出)
- 第十二条の五 麻薬取扱者は、法第三十五条第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第十八号様式）を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製

造業者又は麻薬製剤業者にあつては地方厚生局長を経由して厚生労働大臣に、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては地方厚生局長に、その他の麻薬取扱業者にあつてはその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 免許の種類
- 四 麻薬業務所の名称及び所在地
- 五 事故が生じた麻薬の品名及び数量
- 六 事故発生状況

第十二条の六 法第三十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 免許の種類
- 四 麻薬業務所の名称及び所在地
- 五 廃棄した年月日
- 六 廃棄の方法
- 七 廃棄の理由

2 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、法第三十五条第一項の規定により届け出ようとするときは、別記第十九号様式による届出書を、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
(数量の差異の届出)

第十三条 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者は、期前所に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及びその容器の容量と期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及びその容器の品名と、製造、製剤、小分け、譲渡又は譲受によらぬ差異があるときは、その理由を法第四十四条第六号の規定により届け出なければならない。

第二章 向精神薬に関する取締り
(免許の申請)
第十四条 法第五十条第一項の規定により、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者の免許を受けようとする者は、地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けようとする者は、その向精神薬営業所の所在地を管

轄する都道府県知事に、別記第二十号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、向精神薬輸入業者、向精神薬製剤業者又は向精神薬使用業者の免許を受けようとする者が、当該申請に係る向精神薬営業所について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定による医薬品の製造販売業又は製造業の許可を受けている場合であつて、当該申請書にその旨を付記し、かつ、当該許可に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第二十条又は第二十七条に規定する許可証の写しを添付したときは、第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

- 一 向精神薬営業所の平面図
- 二 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- 三 申請者が（申請者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該申請者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかにかん関する医師の診断書

(法第五十条第二項第二号の厚生労働省令で定める者)
第十四条の二 法第五十条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬営業業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
(治療等の考慮)

第十四条の三 地方厚生局長又は都道府県知事は、向精神薬営業業者の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。
(役員の変更の届出)

第十四条の四 向精神薬営業業者が法人又は団体である場合において、その業務を行う役員に変更があつたときは、別記第二十号の二様式による届出書に、新たに役員となつた者に係る精神の機能の障害又は当該新たに役員となつた者が麻

薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（法第五十条の二十六第一項の規定により、法第五十条第一項の規定により向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者又は向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされる者を除く。）にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを届け出なければならぬ。

第十五条 法第五十条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。
- イ 向精神薬を製造し、製剤し、若しくは小分けする場所、向精神薬を貯蔵する場所又は向精神薬に化学的变化を加える場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。
- ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。
- 二 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。
- イ 向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。
- ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。

第十六条 法第五十条の四において準用する法第四十条第二項の規定により免許証に記載すべき事項は、次のとおりとし、免許証の様式は、別記第二十一号様式による。

- 一 免許証の番号
- 二 向精神薬営業所の名称及び所在地（業務廃止等の届出）

第十七条 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第七条第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十二号様式）を、向精神

薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 向精神薬営業所の名称及び所在地
- 四 業務廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第五十条の四において準用する法第七条第三項の規定により届け出る場合に準用する。

第十八条 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第八十条第二項の規定により免許証を返納しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十三号様式）に免許証を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならぬ。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 向精神薬営業所の名称及び所在地
- 四 免許証返納の事由及び年月日

第十九条 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第九条第一項の規定により免許証の記載事項の変更を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十四号様式）に免許証を添えて、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならぬ。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 変更すべき事項

四 変更の事由及び年月日
（免許証の再交付申請）

第二十条 向精神薬営業業者は、法第五十条の四において準用する法第十條第一項の規定により免許証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第二十五号様式）を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 免許証の番号及び免許年月日
- 三 再交付の事由及び年月日

第二十一条 法第五十条の五第一項の規定により、向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者は、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその施設の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第二十六号様式による申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これを提出しなければならぬ。

- 一 向精神薬試験研究施設の平面図
- 二 向精神薬に関する学術研究又は試験検査の概要
- 三 登録を受けようとする者が法人であるときは、登記事項証明書

第二十二条 法第五十条の七において準用する法第四十条第二項の規定により登録証に記載すべき事項は、次のとおりとし、登録証の様式は、別記第二十七号様式による。

- 一 登録証の番号
- 二 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地（試験研究の廃止等の届出）

第二十三条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第七条第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十八号様式）を、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 登録証の番号及び登録年月日

三 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地

四 試験研究の廃止の事由及び年月日

2 前項の規定は、法第五十条の七において準用する法第七条第三項の規定により届け出る場合に準用する。

第二十四条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第八十条第二項の規定により登録証を返納しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第二十九号様式）に登録証を添えて、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならぬ。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 登録証の番号及び登録年月日
- 三 向精神薬試験研究施設の名称及び所在地
- 四 登録証返納の事由及び年月日

第二十五条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第九条第一項の規定により登録証の記載事項の変更を届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第三十号様式）に登録証を添えて、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、これを提出しなければならぬ。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
- 二 登録証の番号及び登録年月日
- 三 変更すべき事項
- 四 変更の事由及び年月日

第二十六条 向精神薬試験研究施設設置者は、法第五十条の七において準用する法第十條第一項の規定により登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第三十一号様式）を、国の設置する向精神薬試験研究施設にあつては地方厚生局長に、

その他の向精神薬試験研究施設にあつてはその向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 登録証の番号及び登録年月日

三 再交付の事由及び年月日

（携帯輸入）

第二十七条 法第五十条の八第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量以下であるもの（注射剤を除く。）を携帯して輸入する者

二 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量を超えるもの又は同表の中欄に掲げる向精神薬であつて注射剤であるものを携帯して輸入する者のうち、これらの向精神薬を携帯して輸入することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類を所持する者

（輸入できる者）

第二十八條 法第五十条の八第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 向精神薬輸出入業者であつて、返品のため向精神薬を輸入するもの

二 向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者であつて、品質試験のため向精神薬を輸入するもの

三 向精神薬製造製剤業者又は医薬品医療機器等法の規定により医薬品の製造販売業の許可若しくは製造業の許可を受けている者であつて、商品見本である向精神薬を輸入する者

（輸入の許可申請）

第二十九條 向精神薬輸出入業者は、法第五十条の九第一項の規定により第一種向精神薬の輸入の許可を受けようとするときは、法第五十条の九第三項において準用する法第十四条第二項に規定する申請書（別記第三十二号様式）を地方厚生局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の九第二項の規定により向精神薬の輸入の許可を受けようとする場合に準用する。この場合において、前項中「法第五十条の九第三項」とあるのは「法第五十条の九第三項、第四項又は第五項」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、向精神薬輸出入業者が法第五十条の九第三項において準用する法第十四条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合及び法第五十条の八第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の九第三項、第四項及び第五項において準用する法第十四条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。

（携帯輸出）

第三十条 法第五十条の十一第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量以下であるもの（注射剤を除く。）を携帯して輸出する者

二 別表第一の中欄に掲げる向精神薬であつて、その成分たる向精神薬の分量がそれぞれ同表の下欄に掲げる分量を超えるもの又は同表の上欄に掲げる向精神薬であつて注射剤であるものを携帯して輸出する者のうち、これらの向精神薬を携帯して輸出することが、自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類を所持する者

（輸出できる者）

第三十一条 法第五十条の十一第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 向精神薬輸出入業者であつて、返品のため向精神薬を輸出するもの

二 向精神薬製造製剤業者であつて、品質試験のため向精神薬を輸出するもの

三 向精神薬製造製剤業者又は向精神薬卸売業者であつて、商品見本として向精神薬を輸出する者

（輸出の許可申請）

第三十二条 向精神薬輸出入業者は、法第五十条の十二第一項の規定により第一種向精神薬の輸出の許可を受けようとするときは、法第五十条の十二第三項において準用する法第十八条第二項に規定する申請書（別記第三十二号様式）を地方厚生局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第五十条の十一第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の十二第二項の規定により向精神薬の輸出の許可を受けようとする場合に準用する。この場合において、前項中「法第五十条の十二第三項」とあるのは「法第五十条の十三第三項、第四項又は第五項」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、向精神薬輸出入業者が法第五十条の十二第三項において準用する法第十八条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合及び法第五十条の十一第三号又は第四号に掲げる者が法第五十条の十二第三項、第四項又は第五項において準用する法第十八条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。

（特定地域の輸出の許可申請）

第三十三条 向精神薬輸出入業者は、法第五十条の十三第一項の規定により特定地域を仕向地とする特定第二種向精神薬又は特定第三種向精神薬の輸出の許可を受けようとするときは、法第五十条の十三第二項又は第三項において準用する法第十八条第二項に規定する申請書（別記第三十二号様式）を地方厚生局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、向精神薬輸出入業者が法第五十条の十三第二項又は第三項において準用する法第十八条第三項の規定により許可事項の変更を受けようとする場合に準用する。

（輸出の届出）

第三十四条 法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 向精神薬営業所の名称及び所在地

四 輸出入しようとする向精神薬の数量及び剤型

五 輸入者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

六 輸送の期間

七 輸送の方法

八 輸送の港名

2 向精神薬輸出入業者は、法第五十条の十四第一項の規定により第二種向精神薬の輸出を届け出ようとするときは、同項に規定する輸出届出書（別記第三十三号様式）を地方厚生局長に提出しなければならない。

（製造等）

第三十五条 法第五十条の十五第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合は、病院等において業務に従事する者が、当該病院等における試験検査に用いるため向精神薬を製剤する場合とする。

（譲渡し等）

第三十六条 法第五十条の十六第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 向精神薬使用者、病院等の開設者又は向精神薬試験研究施設設置者が、向精神薬輸出入業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品し、又は返品する目的で所持する場合

二 向精神薬試験研究施設設置者が、同時に兼ねる向精神薬営業業者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

三 向精神薬試験研究施設設置者が、臨床試験のため病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

四 病院等の開設者が、臨床試験のため向精神薬試験研究施設設置者から譲り受けた向精神薬を返品し、若しくは返品する目的で所持する場合又は当該向精神薬を向精神薬試験研究施設設置者を同時に兼ねる向精神薬卸売業者に、譲り渡し、若しくは譲り渡す目的で所持する場合

五 病院等の開設者が、同時に兼ねる他の病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

六 病院等の開設者が、当該病院等に勤務する職員のための福祉事業として設置されている他の病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

七 病院等に勤務する職員のための福祉事業として設置されている他の病院等の開設者が、当該職員が勤務する病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

八 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなつた場合（向精神薬営業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が向精神薬取扱者となつたときを除く。）において、向精神薬取扱者であつた者が当該向精神薬取扱者でなくなつた事由の生じた日から五十日以内に、現に所有する向精神薬を向精神薬取扱者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

九 向精神薬取扱者が死亡し、又は法人たる向精神薬取扱者が解散した場合において、その相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が、当該向精神薬取扱者の死亡又は解散の日から五十日以内に、現に所有

する向精神薬を向精神薬取扱者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十 病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者が、その向精神薬を施用する必要がなくなつた場合において、その向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十一 病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受け、又は向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者が死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理する向精神薬を病院等の開設者又は向精神薬小売業者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十二 船舶所有者（船員法（昭和二十二年法律第二号）第五条の規定により船舶所有者に関する同法の規定が適用される者を含む。以下同じ。）が、同法第八十一条第一項の規定に基づき船舶内に備え付けられた向精神薬であつて、船舶内において施用のため交付されるものを譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）航空法の規定による航空運送事業を営業者が、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五百五十条第二項の規定に基づき救急の用に供する目的で航空機に装備された向精神薬であつて、航空機内において施用のため交付されるものを譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

十四 地方公共団体の長が、災害時に使用するために備蓄する目的で向精神薬卸売業者から譲り受けた向精神薬を返品し、又は返品する目的で所持する場合

十五 地方公共団体の長が、災害時に病院等の開設者に向精神薬を譲り渡し、若しくは譲り渡す目的で所持する場合又は施用のため交付される向精神薬を譲り渡し、若しくは譲り渡す目的で所持する場合

十六 病院等の開設者が、患者の試験検査のために必要な向精神薬を向精神薬試験研究施設設置者に譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持する場合

2 法第五十条の十六第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 同一人が二以上の向精神薬輸入業者の免許を有する場合において、それらの間で向精神薬を譲り渡すとき。

二 向精神薬卸売業者が、船員法第八十一条第一項の規定に基づき船舶内に備え付けられる向精神薬を、船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引換えに船舶所有者に譲り渡す場合

三 向精神薬卸売業者が、航空法施行規則第五百五十条第二項の規定に基づき救急の用に供する目的で航空機に装備される向精神薬を航空法第百条の規定による航空運送事業を営業者者に譲り渡す場合

四 向精神薬卸売業者が、災害時に使用するために備蓄される向精神薬を地方公共団体の長に譲り渡す場合

五 向精神薬卸売業者が、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第五百五十九条に規定する自衛隊の部隊又は補給処であつて厚生労働大臣が定めるものに向精神薬を譲り渡す場合

3 法第五十条の十六第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、同一人が二以上の向精神薬輸出業者の免許を有する場合において、それらの間で向精神薬を譲り渡すときとする。

4 法第五十条の十六第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、向精神薬小売業者が船員法第八十一条第一項の規定に基づき船舶内に備え付けられる向精神薬を船長の発給する向精神薬の購入に関する証明書と引換えに船舶所有者に譲り渡す場合とする。

第三十七条 法第五十条の十九ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 向精神薬が輸出用である場合

二 向精神薬が医薬品医療機器等法第八十条の二第一項に規定する治験の対象とされる薬物（第四項において「治験薬」という。）である場合

三 向精神薬が、医薬品医療機器等法施行規則第二百十六条第一項の規定により、同法の表の中欄に掲げる事項の記載を、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、同欄に掲げる事項の記載をもつてこれに代え、又は省略す

ることができるとされる医薬品（第五項において「調剤専用医薬品」という。）である場合

2 次の各号に掲げる向精神薬であつて、その容器の面積が狭いため、法第五十条の十九に規定する「(向)」の記号及び同条各号に掲げる事項が明瞭に記載されることができないものについては、次の表の上欄に掲げる事項の記載は、当該事項がその容器の直接の被包に記載されている場合には、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

一 二 c 以下のアンブル又はこれと同等の大きさの容器に収められた向精神薬

二 二 c c を超え十 c c 以下のアンブル若しくはこれと同等の大きさのガラスその他これに類する材質からなる容器で、その記載事項がその容器に直接印刷されているものに収められた向精神薬

3 輸出用である向精神薬については、「(向)」の記号及び向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）の記載を省略することができる。

4 治験薬である向精神薬については、「(向)」の記号及び同条各号に掲げる事項の記載を省略することができる。

5 調剤専用医薬品である向精神薬については、次の表の上欄に掲げる事項の記載は、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

成分たる向精神薬の品名	その製剤の名称の記載をもつて代えることができる。
向精神薬の分量又は含量	省略することができる。
向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の略名	向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の略名をもつて代えることができる。
氏名及び住所	向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の略名又は商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）によつて登録された商標の記載をもつて代えることができる。ただし、医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けた医薬品である向精神薬については、「医薬品等総括製造販売責任者（向精神薬取扱責任者の届出）」とする。

第三十八条 法第五十条の十九第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬輸入業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）とする。ただし、医薬品医療機器等法第十四条第一項の承認を受けた医薬品である向精神薬については、医薬品医療機器等法第五十条第一号に定める製造販売業者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所をもつて代えることができる。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条の規定により都道府県知事が行う医薬品医療機器等法第十二条第一項に規定する権限に属する事務についての前項の規定の適用については、同項ただし書中「住所」とあるのは、「医薬品等総括製造販売責任者（向精神薬取扱責任者の届出）」とする。

第三十九条 法第五十条の二十第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）

二 免許証の番号及び免許年月日

三 免許の種類

四 向精神薬営業所の名称及び所在地

五 向精神薬取扱責任者の氏名及び住所

六 向精神薬取扱責任者の資格

七 向精神薬取扱責任者の設置又は変更年月日
 2 向精神薬営業者は、法第五十条の二十四第四項の規定により届け出ようとするときは、別記第三十四号様式による届出書を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者にあつては地方厚生局長に、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者にあつてはその向精神薬営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 (保管等)

第四十条 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を、その向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設内で保管しなければならない。
 2 前項の保管は、当該向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設において、向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた設備内で行わなければならない。
 3 向精神薬取扱者は、その所有する向精神薬を廃棄するときは、焼却その他の向精神薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。

4 向精神薬営業者は、常時取引関係がない者に向精神薬を譲り渡すときは、その相手方が法第五十条の十六第二項、第三項又は第四項の規定により向精神薬の譲渡しが禁止されている者でないことを確認しなければならない。
 (事故の届出)

第四十一条 法第五十条の二十二第一項の規定による事故の届出は、その数量が次の表の上欄に掲げる向精神薬の剤型の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の向精神薬につき事故が生じた場合に行わなければならない。
 末、散剤、顆粒剤
 錠剤、カプセル剤、坐剤 百二十個
 注射液 十アンプル又は十パイアル
 内用液剤 十容器
 経皮吸収型製剤 十枚

2 向精神薬取扱者は、法第五十条の二十二第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第三十五号様式)を、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者、向精神薬使用業者又は地方厚生局長の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者にあつては地方厚生局長に、その

他の向精神薬取扱者にあつてはその向精神薬営業所、病院等又は向精神薬試験研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
 二 免許証又は登録証の番号及び免許又は登録年月日
 三 免許又は登録の種類
 四 向精神薬営業所、向精神薬試験研究施設又は病院等の名称及び所在地
 五 事故が生じた向精神薬の品名及び数量
 六 事故発生の状況
 (記録を要しない向精神薬)

第四十二条 法第五十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、次のとおりとする。
 一 病院等の開設者が譲り渡した向精神薬(施用のため交付されたものに限る)。
 二 向精神薬小売業者又は病院等の開設者が譲り受けた向精神薬(向精神薬小売業者から向精神薬処方せんにより調剤された向精神薬を譲り受けた者若しくは病院等の開設者から施用のため交付される向精神薬を譲り受けた者又はこれらの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者から譲り受けたものに限る)。
 三 向精神薬小売業者又は病院等の開設者が廃棄した向精神薬(前号に掲げる向精神薬であるものに限る)。
 (届出)

第四十三条 法第五十条の二十四第一項第三号及び同条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、前年中に輸入し、又は輸出した向精神薬の輸入又は輸出の相手国の名称とする。
 (適用除外等対象向精神薬製剤)

第四十四条 法第五十条の二十五に規定する厚生労働省令で定める向精神薬は、別表第二のとおりとする。
 (薬局開設者等の別段の申出)

第四十五条 法第五十条の二十六第一項ただし書の規定により別段の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書(別記第三十六号様式)を、その薬局又は営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 一 申出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)
 二 薬局開設又は卸売販売業の許可に係る許可番号及び許可年月日
 三 前号の許可の種類
 四 薬局又は営業所の名称及び所在地
 第二章の二 麻薬向精神薬原料に関する届出等
 (業務の届出)

第四十五条の二 法第五十条の二十七に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 麻薬等原料営業所(特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者)にあつては、当該業務を行う麻薬等原料営業所に限る。次項及び次条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)において同じ。の名称及び所在地
 二 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名
 三 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者は、法第五十条の二十七前段の規定により届け出ようとするときは、別記第三十七号様式による届出書を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者とならうとする者にあつては地方厚生局長に、特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者にあつてはその麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者が、同条後段の規定により届出事項の変更につき届け出ようとするときも、同様とする。
 (業務廃止の届出)

第四十五条の三 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、法第五十条の二十八第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書(別記第三十八号様式)を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者にあつては地方厚生局長に、特定麻薬等原料卸小売業者にあつてはその麻薬等原料営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 一 届出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 麻薬等原料営業所の名称及び所在地
 三 業務廃止の事由及び年月日
 2 前項の規定は、法第五十条の二十八第二項の規定により届け出る場合に準用する。
 (輸入及び輸出の届出)

第四十五条の四 法第五十条の二十九、第五十条の三十一、第五十条の三十一又は第五十条の三十二の規定により届け出ようとする者は、別記第三十九号様式による届出書を地方厚生局長に提出しなければならない。
 (輸入及び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量)

第四十五条の五 法第五十条の三十一及び第五十条の三十二に規定する厚生労働省令で定める量は、次の表の上欄に掲げる麻薬向精神薬原料ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる量とする。

ニール酸、その塩類及びびル酸として四十キログラムを含有する物	ニール酸、その塩類及びびル酸として四十キログラムを含有する物
アセトン及びこれを含有する物	アセトン 百五十キログラムを含有する物
アントラニル酸、その塩類及びこれを含有する物	アントラニル酸として三十キログラムを含有する物
イソサフロール及びこれを含有する物	イソサフロール 四十キログラムを含有する物
エチルエーテル及びこれを含有する物	エチルエーテル 四十キログラムを含有する物
エルゴタミン、その塩類及びこれを含有する物	エルゴタミンとして二十キログラムを含有する物
エルゴメトリン、その塩類及びこれを含有する物	エルゴメトリンとして十キログラムを含有する物
塩酸及びこれを含有する物	塩化水素 二十キログラムを含有する物
過マンガン酸カリウム及びこれを含有する物	過マンガン酸カリウム 十五キログラムを含有する物
及びこれを含有する物	十五キログラムを含有する物
サフロール及びこれを含有する物	サフロール 四十キログラムを含有する物
トルエン及びこれを含有する物	トルエン 七十キログラムを含有する物

ビペリジン、その塩類及びこれらを含む有する物	ビペリジンとして五百グラムを含む有する量
ピペロナル及びこれを含む有する物	ピペロナル四キログラムを含む有する量
メチルエチルケトン及びこれを含む有する物	メチルエチルケトン百六十キログラムを含む有する量
三・四―メチレンジオキキシフェニル―ニ―プロキシフェニル―ニ―プロパロパノン及びこれを含む有する物	三・四―メチレンジオキキシフェニル―ニ―プロキシフェニル―ニ―プロパロパノン四キログラムを含む有する量
無水酢酸及びこれを含む有する物	無水酢酸二百キログラムを含む有する量
リゼルギン酸、その塩類及びこれらを含む有する物	リゼルギン酸として十グラムを含む有する量
硫酸及びこれを含む有する物	硫酸二十キログラムを含む有する量

（事故の届出）
第四十五条の六 法第五十条の三十三第一項の規定による事故の届出は、その数量が次の表の上欄に掲げる麻薬向精神薬原料ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる数量を超える麻薬向精神薬原料につき事故が生じた場合に行わなければならない。

N―アセチルアントラニル酸、その塩類及びこれらを含む有する物	N―アセチルアントラニル酸として四十キログラムを含む有する量
アセトン及びこれらを含む有する物	アセトン百五十キログラムを含む有する量
アントラニル酸、その塩類及びこれらを含む有する物	アントラニル酸として三量を含む有する量
イソサフロール及びこれらを含む有する物	イソサフロール四キログラムを含む有する量
エチルエーテル及びこれらを含む有する物	エチルエーテル百四十キログラムを含む有する量
エルゴタミン、その塩類及びこれらを含む有する物	エルゴタミンとして二十グラムを含む有する量
エルゴメトリン、その塩類及びこれらを含む有する物	エルゴメトリンとして十グラムを含む有する量

塩酸及びこれらを含む有する物	塩化水素二十キログラムを含む有する量
過マンガン酸カリウム及びこれらを含む有する物	過マンガン酸カリウム五十五キログラムを含む有する量
サフロール及びこれらを含む有する物	サフロール四キログラムを含む有する量
トルエン及びこれらを含む有する物	トルエン百七十キログラムを含む有する量
ピペロナル及びこれらを含む有する物	ピペロナル四キログラムを含む有する量
メチルエチルケトン及びこれらを含む有する物	メチルエチルケトン百六十キログラムを含む有する量
三・四―メチレンジオキシフェニル―ニ―プロキシフェニル―ニ―プロパロパノン及びこれらを含む有する物	三・四―メチレンジオキシフェニル―ニ―プロキシフェニル―ニ―プロパロパノン四キログラムを含む有する量
無水酢酸及びこれらを含む有する物	無水酢酸二百キログラムを含む有する量
リゼルギン酸、その塩類及びこれらを含む有する物	リゼルギン酸として十グラムを含む有する量
硫酸及びこれらを含む有する物	硫酸二十キログラムを含む有する量

2 麻薬等原料営業者は、法第五十条の三十三第一項の規定により届け出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書（別記第四十号様式）を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては地方厚生局長に、麻薬等原料卸小売業者にあつてはその麻薬等原料営業者の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
 - 二 営業者の種類
 - 三 麻薬等原料営業者の名称及び所在地
 - 四 事故が生じた麻薬向精神薬原料の品名及び数量
 - 五 事故発生の状況（疑わしい取引の届出）
- 第四十五条の七** 法第五十条の三十三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 注文者の氏名若しくは住所（法人にあつては、その名称若しくは所在地）又は事業内容が虚偽であると思料される場合
 - 二 注文者の入手目的が、当該注文者の事業内容と一致しないと思料される場合
 - 三 支払方法又は運搬方法等が通常の取引慣行に反すると思料される場合
 - 四 その他麻薬等原料営業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、法第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連すると思料する合理的な理由がある場合
- 法第五十条の三十三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
 - 二 麻薬等原料営業者の名称及び所在地
 - 三 注文のあつた麻薬向精神薬原料の品名及び数量
 - 四 注文者の氏名又は住所等注文者を特定する事項
 - 五 注文のあつた年月日
 - 六 法第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連する疑いがあると認められる理由

3 麻薬等原料営業者は、法第五十条の三十三第二項の規定により届け出ようとするときは、別記第四十一号様式による届出書を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては地方厚生局長に、麻薬等原料卸小売業者にあつてはその麻薬等原料営業者の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
 - 二 営業者の種類
 - 三 麻薬等原料営業者の名称及び所在地
 - 四 事故が生じた麻薬向精神薬原料の品名及び数量
 - 五 事故発生の状況（疑わしい取引の届出）
- 第四十五条の八** 法第五十条の三十六に規定する厚生労働省令で定める麻薬向精神薬原料は、別表第三のとおりとする。
- 第三章 監督**
- 第四十六条** 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員は、法第五十条の三十八第一項の規定により麻薬、家庭麻薬、向精神薬又はこれらの疑いのある物を収去しようとするときは、収去証（別記第四十二号様式）を交付しなければならぬ。

- 一 注文者の氏名若しくは住所（法人にあつては、その名称若しくは所在地）又は事業内容が虚偽であると思料される場合
 - 二 注文者の入手目的が、当該注文者の事業内容と一致しないと思料される場合
 - 三 支払方法又は運搬方法等が通常の取引慣行に反すると思料される場合
 - 四 その他麻薬等原料営業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、法第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連すると思料する合理的な理由がある場合
- 法第五十条の三十三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
 - 二 麻薬等原料営業者の名称及び所在地
 - 三 注文のあつた麻薬向精神薬原料の品名及び数量
 - 四 注文者の氏名又は住所等注文者を特定する事項
 - 五 注文のあつた年月日
 - 六 法第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連する疑いがあると認められる理由
- 3 麻薬等原料営業者は、法第五十条の三十三第二項の規定により届け出ようとするときは、別記第四十一号様式による届出書を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては地方厚生局長に、麻薬等原料卸小売業者にあつてはその麻薬等原料営業者の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 第四十五条の八** 法第五十条の三十六に規定する厚生労働省令で定める麻薬向精神薬原料は、別表第三のとおりとする。
- 第三章 監督**
- 第四十六条** 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員は、法第五十条の三十八第一項の規定により麻薬、家庭麻薬、向精神薬又はこれらの疑いのある物を収去しようとするときは、収去証（別記第四十二号様式）を交付しなければならぬ。

（身分を示す証票）

第四十七条 法第五十条の三十八第三項（法第五十八条の六第六項において準用する場合を含む。）の規定により携帯すべき身分を示す証票は、別記第四十三号様式による。

（法第五十四条第五項の厚生労働省令で定める事項）

第四十七条の二 法第五十四条第五項の厚生労働省令で定める事項は、物品に係る名称、形状、容器、包装、表示又は陳列若しくは広告の方法とする。

第四章 麻薬中毒者に対する措置等（医師の届出事項）

第四十八条 法第五十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 麻薬中毒の症状の概要
- 二 診断の年月日
- 三 医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名

（厚生労働省令で定める病院）

第四十九条 法第五十八条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める病院は、次のとおりとする。

- 一 国又は都道府県が設置した精神科病院（精神科病院以外の病院であつて精神病室を有するものを含む。次号において同じ。）
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十九条の八の規定により指定された精神科病院（診療報酬の請求）

第五十条 麻薬中毒者医療施設は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の定めるところにより、当該麻薬中毒者医療施設が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。

- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
 - 二 営業者の種類
 - 三 麻薬等原料営業者の名称及び所在地
 - 四 事故が生じた麻薬向精神薬原料の品名及び数量
 - 五 事故発生の状況（疑わしい取引の届出）
- 第四十五条の七** 法第五十条の三十三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 注文者の氏名若しくは住所（法人にあつては、その名称若しくは所在地）又は事業内容が虚偽であると思料される場合
 - 二 注文者の入手目的が、当該注文者の事業内容と一致しないと思料される場合
 - 三 支払方法又は運搬方法等が通常の取引慣行に反すると思料される場合
 - 四 その他麻薬等原料営業者が、その取り扱う麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、法第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連すると思料する合理的な理由がある場合
- 法第五十条の三十三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）
 - 二 麻薬等原料営業者の名称及び所在地
 - 三 注文のあつた麻薬向精神薬原料の品名及び数量
 - 四 注文者の氏名又は住所等注文者を特定する事項
 - 五 注文のあつた年月日
 - 六 法第十二条第一項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に関連する疑いがあると認められる理由
- 3 麻薬等原料営業者は、法第五十条の三十三第二項の規定により届け出ようとするときは、別記第四十一号様式による届出書を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては地方厚生局長に、麻薬等原料卸小売業者にあつてはその麻薬等原料営業者の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 第四十五条の八** 法第五十条の三十六に規定する厚生労働省令で定める麻薬向精神薬原料は、別表第三のとおりとする。
- 第三章 監督**
- 第四十六条** 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員は、法第五十条の三十八第一項の規定により麻薬、家庭麻薬、向精神薬又はこれらの疑いのある物を収去しようとするときは、収去証（別記第四十二号様式）を交付しなければならぬ。

係る麻薬又は向精神薬の品名及び数量、その年月日その他事故の状況を明らかにするため必要な事項

（証紙の代価）

第五十二条 法第六十一条に規定する証紙の代価は、次の通りとする。

- 一 第十一条第一項第一号の証紙 六十円
二 第十二条第一項第二号の証紙 三十円
三 第十三条第一項第三号の証紙 十五円
（手数料等の納付）

第五十三条 法第五十九条の五第一項に規定する手数料及び法第六十一条に規定する証紙の代価は、それぞれその金額に相当する収入印紙を申請書にはつて納付しなければならない。

（処方せん等の記載）

第五十四条 法第二十七条第六項の規定による処方せん、法第三十二条第一項の規定による譲受証及び譲渡証 法第三十七条第一項、法第三十八条第一項、法第三十九条第一項及び法第四十条第一項に規定する帳簿並びに法第四十一条の規定による記録は、すみ又はインキを用いて記載しなければならない。

（権限の委任）

第五十五条 法第六十二条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第三十九号から第四十四号までに掲げる権限（第四十四号に掲げる権限にあつては、厚生労働大臣が第四十二号又は第四十三号に掲げる権限を自ら行った場合に限る。）を自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

二 法第四条第一項（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

三 法第七条第一項及び第三項（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

四 法第八条（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

五 法第九条第一項及び第二項（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）

（含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）
六 法第十条第一項及び第二項（法第五十条の四及び第五十条の七において準用する場合を含む。）に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）
七 法第十二条第一項及び第三項に規定する権限
八 法第十三条第一項に規定する権限
九 法第十七条に規定する権限
十 法第二十一条に規定する権限（家庭麻薬製造業者に係るものに限る。）
十一 法第二十四条第十項及び第十二項第二号に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）
十二 法第三十五条第一項及び第三項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）
十三 法第三十六条第一項及び第三項に規定する権限（家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者に係るものに限る。）
十四 法第四十四条に規定する権限（家庭麻薬製造業者に係るものに限る。）
十五 法第四十五条に規定する権限
十六 法第四十六条第二項に規定する権限
十七 法第五十条第一項に規定する権限
十八 法第五十条の五に規定する権限
十九 法第五十条の九第一項及び第二項に規定する権限
二十 法第五十条の九第三項及び第四項において準用する法第十五条に規定する権限
二十一 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項に規定する権限
二十二 法第五十条の九第三項から第五項までにおいて準用する法第十六条に規定する権限
二十三 法第五十条の十に規定する権限
二十四 法第五十条の十二第一項及び第二項に規定する権限
二十五 法第五十条の十二第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十八条第二項から第五項まで規定する権限
二十六 法第五十条の十三第三項から第五項まで並びに第五十条の十三第二項及び第三項において準用する法第十九条に規定する権限

二十七 法第五十条の十三第一項、第四項、第五項及び第七項に規定する権限
二十八 法第五十条の十四第一項に規定する権限
二十九 法第五十条の二十第四項に規定する権限
三十 法第五十条の二十二に規定する権限
三十一 法第五十条の二十四に規定する権限
三十二 法第五十条の二十七に規定する権限
三十三 法第五十条の二十八に規定する権限
三十四 法第五十条の二十九に規定する権限
三十五 法第五十条の三十に規定する権限
三十六 法第五十条の三十一に規定する権限
三十七 法第五十条の三十二に規定する権限
三十八 法第五十条の三十三に規定する権限
三十九 法第五十条の三十八第一項及び第二項に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）
四十 法第五十条の三十九に規定する権限
四十一 法第五十条の四十に規定する権限
四十二 法第五十条の四十一に規定する権限
四十三 法第五十一条に規定する権限（麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者に係るものを除く。）
四十四 法第五十二条第二項に規定する権限
四十五 法第六十二条の三第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

附則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 麻薬取締法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十六号）は、廃止する。

3 この省令の施行前に、旧麻薬取締法（昭和二十三年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき発行された証紙は、第十一条第一項第三号の証紙とみなす。

附則（昭和三十八年七月一日厚生省令第二十七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年七月一日厚生省令第一七号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第八条の規定並びに第十条中採

血及び供血あつせん業取締法施行規則の様式を改める改正規定は、昭和四十四年九月一日から、第九条中歯科技工士養成所指定規則第五条の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附則（昭和五〇年二月一日厚生省令第四五号）

この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附則（昭和五一年八月二日厚生省令第三六号）抄

この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。

附則（昭和五八年一月三十一日厚生省令第三号）抄

この省令は、昭和五十八年三月一日から施行する。

附則（昭和五八年二月二日厚生省令第四五号）抄

この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附則（昭和五十九年三月二日厚生省令第一四号）抄

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年四月八日厚生省令第二九号）

この省令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式による精神衛生鑑定医の身分を示す証票は、この省令による改正後の様式による精神保健指定医の身分を示す証票とみなす。

附則（平成二年八月一日厚生省令第四七号）

この省令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日（平成二年八月二十五日）から施行する。ただし、第一条中麻薬取締法施行規則第十三条の次に一章を加える改正規定（第四十五条に係る部分に限る。）、第七号様式の次に十九様式を加える改正規定（別記第三十六号様式に係る部分に限る。）、及び次項の規定は、

同法附則第一条ただし書に規定する部分の施行の日(平成二年八月二日)から施行する。

2 麻薬取締法等の一部を改正する法律附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、この省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則(以下「新規則」という。)第四十五各号に掲げる事項を記載した申出書(新規則別記第三十六号様式)を、申出者の薬局又は店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行われなければならない。

3 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則 (平成二年一〇月二三日厚生省令第五三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年五月一日厚生省令第二三〇号)

1 この省令は、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律の施行の日(平成四年七月一日)から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成四年九月三〇日厚生省令第五六号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則 (平成六年二月二八日厚生省令第六六号)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則 (平成六年三月三〇日厚生省令第一九号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成七年六月三〇日厚生省令第四七号) 抄

1 この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附則 (平成七年九月二七日厚生省令第五六号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二一年三月二四日厚生省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年六月一六日厚生省令第六六号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二二年二月一日厚生省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年三月二四日厚生省令第三八号)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二二年三月二七日厚生省令第三九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二二年三月三〇日厚生省令第六四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二二年九月二二日厚生省令第一九号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二二年一〇月二〇日厚生省令第二二七号) 抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二三年三月二六日厚生労働省令第三六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成二三年七月二三日厚生労働省令第一六六号)

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年七月十六日)から施行する。

附則 (平成二六年七月九日厚生労働省令第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附則 (平成二八年九月一三日厚生労働省令第一六〇号)

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二八年一月二二日厚生労働省令第一九三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十二月二十三日)から施行する。

附則 (平成二九年八月一三日厚生労働省令第一〇六号)

この省令は、平成十九年九月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年二月六日厚生労働省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

(経過措置)

第三十九条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第四十条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二二年五月二九日厚生労働省令第一一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年三月一六日厚生労働省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年一月二〇日厚生労働省令第三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附則 (平成二八年二月八日厚生労働省令第一六号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第四条の規定による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第二十四条第十一項の規定により麻薬小売業者間で譲渡しの許可を受けている者の当該許可の有効期間については、第二条の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の第二第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二八年九月一四日厚生労働省令第一四七号)
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二六日厚生労働省令第七六号)
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二三号)
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年十一月一八日厚生労働省令第七〇号)

(施行期日)
第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年二月一三日厚生労働省令第一五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月六日厚生労働省令第一六九号)
 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年七月五日厚生労働省令第一一八号)

(施行期日)
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第二十四条第十二項第一号の許可(以下「麻薬小売間譲渡許可」という。)を受けている者は、この省令の規定による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則第九条の二第一項及び第二項の規定による申請により麻薬小売間譲渡許可を受けた者とみなす。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第十二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年七月二七日厚生労働省令第一〇五号)
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省令第一六一号)
 この省令は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第一条関係)

別記第1号の2様式(第一条の四関係)

申請人の種類	種別	住所	申請日	申請書	手数料
麻薬小売業者	麻薬小売業者(個人)				
	麻薬小売業者(法人)				
麻薬小売業者(個人)	個人(麻薬小売業者)				
	個人(麻薬小売業者)				
麻薬小売業者(法人)	法人(麻薬小売業者)				
	法人(麻薬小売業者)				

1 麻薬小売業者とは、麻薬小売業者を指す。
 2 麻薬小売業者(法人)とは、麻薬小売業者(個人)を除く。
 3 麻薬小売業者(個人)とは、麻薬小売業者(法人)を除く。
 4 麻薬小売業者(法人)とは、麻薬小売業者(個人)を除く。
 5 麻薬小売業者(個人)とは、麻薬小売業者(法人)を除く。
 6 麻薬小売業者(法人)とは、麻薬小売業者(個人)を除く。

別記第2号様式(第二条関係)

別記第2号様式(第二条関係)

申請種別(申請書)

種 別 神楽輸出費、神楽製造費、神楽制作費、家庭神楽製作費、神楽文化普及費、神楽普及費、神楽伝承費、神楽振興費、神楽研究費 者(団体)

所在地

事業名称(種別)

事業内容(種別)

事業実施方式(種別)

事業実施の目的、目的達成に必要とする事業内容(種別)又は事業内容(種別)

所在地

住 所 (個人にあつては、) 法人事務所の所在地

氏 名 (個人にあつては、名称)

事業及び関係種別(種別)等の規定により免許を受けた事業輸入者 (神楽輸出費、神楽製造費、神楽制作費、家庭神楽製作費、神楽文化普及費、神楽普及費、神楽伝承費、神楽振興費、神楽研究費) 者であることを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事)

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

(注意)
用紙の大きさは、A4とする。

別記第3号様式(第三条関係)

別記第3号様式(第三条関係)

事業種別(種別)

事業輸入者 神楽輸出費、神楽製造費、神楽制作費、家庭神楽製作費、神楽文化普及費、神楽普及費、神楽伝承費、神楽振興費、神楽研究費 者(団体)(種別)

免許種別(種別)	種 別	免許年月日	年 月 日
事業名称(種別)	所在地		
	名 称		
氏 名			
氏 名			
免許取得の事由及びその年月日			

上記のとおり、免許(種別)を廃止したので、免許証を返して頂きます。

年 月 日

住 所 (個人にあつては、) 法人事務所の所在地

届出義務者(種別)

氏 名 (個人にあつては、名称)

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 簡

(注意)
用紙の大きさは、A4とする。

別記第4号様式(第四条関係)

別記第4号様式(第四条関係)

事業種別(種別)

事業輸入者 神楽輸出費、神楽製造費、神楽制作費、家庭神楽製作費、神楽文化普及費、神楽普及費、神楽伝承費、神楽振興費、神楽研究費 者(団体)(種別)

免許種別(種別)	種 別	免許年月日	年 月 日
事業名称(種別)	所在地		
	名 称		
氏 名			
氏 名			
免許取得の事由及びその年月日			

上記のとおり、免許(種別)を廃止したので返却いたします。

年 月 日

住 所 (個人にあつては、) 法人事務所の所在地

氏 名 (個人にあつては、名称)

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 簡

(注意)
用紙の大きさは、A4とする。

別記第5号様式(第五条関係)

別記第5号様式(第五条関係)

事業種別(種別)

事業輸入者 神楽輸出費、神楽製造費、神楽制作費、家庭神楽製作費、神楽文化普及費、神楽普及費、神楽伝承費、神楽振興費、神楽研究費 者(団体)(種別)

免許種別(種別)	種 別	免許年月日	年 月 日
事業名称(種別)	所在地		
	名 称		
氏 名			
氏 名			
免許取得の事由及びその年月日			

上記のとおり、免許(種別)の記載事項に変更が生じたので免許証を返して頂きます。

年 月 日

住 所 (個人にあつては、) 法人事務所の所在地

氏 名 (個人にあつては、名称)

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 簡

(注意)
1 用紙の大きさは、A4とする。
2 変更前の職及び変更後の職には、該当する事項についてのみ記載する。

別記第9号様式(第八条関係)

家庭麻薬製造許可申請書

免許証の番号	類別	免許の種類	免許年月日	年月日
製造しようとする家庭麻薬			製造のために使用する麻薬	
品名	数量	品名	数量	備考
製造の期間 年 月 日から 年 月 日まで				
上記のとおり、家庭麻薬を製造したいので申請します。				
所在地				
麻薬業務所 名称				
住所 (法人に於いては、主たる事務所の所在地)				
氏名 (法人に於いては、名称)				
厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿				
<small>(注意)</small> 用紙の大きさは、A4とすること。				

別記第9号様式(第九各関係)

麻薬製造許可申請書

免許証の番号	類別	免許の種類	免許年月日	年月日
製造しようとする麻薬				
品名	数量	品名	数量	
製造の期間 年 月 日から 年 月 日まで				
上記のとおり、麻薬を製造したいので申請します。				
所在地				
麻薬業務所 名称				
住所 (法人に於いては、主たる事務所の所在地)				
氏名 (法人に於いては、名称)				
厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿				
<small>(注意)</small> 用紙の大きさは、A4とすること。				

別記第10号の2様式(第九各関係)

麻薬の製造等監視体制等申請書

本様式は、麻薬の製造等監視体制等申請書の提出を目的とする。麻薬の製造等監視体制等申請書の提出は、麻薬の製造等監視体制等申請書の提出を目的とする。麻薬の製造等監視体制等申請書の提出は、麻薬の製造等監視体制等申請書の提出を目的とする。麻薬の製造等監視体制等申請書の提出は、麻薬の製造等監視体制等申請書の提出を目的とする。

年月日		所在地	氏名
①	麻薬業務所	所在地	氏名
	申請者	住所(法人に於いては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人に於いては、名称)	氏名
②	麻薬業務所	所在地	氏名
	申請者	住所(法人に於いては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人に於いては、名称)	氏名
③	麻薬業務所	所在地	氏名
	申請者	住所(法人に於いては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人に於いては、名称)	氏名
製造等監視体制等申請書			
氏名			

製造等監視体制等申請書 殿

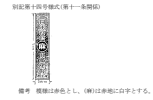
(注意)
1. 用紙の大きさは、A4とすること。
2. 麻薬業務所長及び申請者(主たる事務所の長)の署名をすることができないときは、別紙に捺印すること。

別記第10号の3様式(第九各関係)

麻薬の製造等監視体制等申請書

申請年月日	所在地	氏名	氏名
①	麻薬業務所	所在地	氏名
	申請者	住所(法人に於いては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人に於いては、名称)	氏名
②	麻薬業務所	所在地	氏名
	申請者	住所(法人に於いては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人に於いては、名称)	氏名
③	麻薬業務所	所在地	氏名
	申請者	住所(法人に於いては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人に於いては、名称)	氏名
製造等監視体制等申請書			
氏名			
<small>(注意)</small> 1. 用紙の大きさは、A4とすること。 2. 麻薬業務所長、麻薬の製造等監視体制等申請書を受付けた日の全てを記載することができないときは、別紙に捺印すること。 3. 麻薬業務所長及び申請者(主たる事務所の長)の署名をすることができないときは、麻薬業務所長及び申請者(主たる事務所の長)の捺印を記載すること。 4. 麻薬業務所長及び申請者(主たる事務所の長)の署名を記載しない場合は、麻薬業務所長及び申請者(主たる事務所の長)の捺印を記載すること。			

別記第十四号様式(第十一条関係)



別記第15号様式(第十一条関係)

別記第15号様式(第十一号関係)

収入
用紙

射小入麻薬免許申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
第12号様式の前記	枚	30円	円
第13号様式の前記	枚	30円	円
第14号様式の前記	枚	30円	円
計			円

上記のとおり、射小入麻薬の交付を受けたいので申請します。

年 月 日

所在地
麻薬事務所
番 号
住 所 (法人にあつては、目
録による事務所の所在地)
氏 名(法人にあつては、名称)
厚生労働大臣 殿

(注意)
1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 収入用紙は、射小入麻薬交付申請書の正表にのみはり、納付をしないこと。

別記第16号様式(第十二条関係)

別記第16号様式(第十二号関係)

麻薬譲受証

年 月 日

譲受人の免許証の番号	第 号	譲受人の免許の種類	
譲受人の氏名(法人にあつては、名称) ㊟			
譲受人が麻薬許麻施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者が場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理官、麻薬施用者、麻薬研究官			
免許証の番号	第 号	氏 名	㊟
麻 薬 業 務 所	所 在 地		
品 名	名 称	量 額	数 額

(注意)
1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 余白には、斜線を引くこと。

別記第17号様式(第十二条関係)

別記第17号様式(第十二号関係)

麻薬譲渡証

年 月 日

譲渡人の免許証の番号	第 号	譲渡人の免許の種類	
譲渡人の氏名(法人にあつては、名称) ㊟			
麻 薬 業 務 所	所 在 地		
品 名	名 称	量 額	数 額

(注意)
1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 余白には、斜線を引くこと。

別記第18号様式(第十二条の五関係)

別記第18号様式(第十二条の五関係)

免許の番号	種	号	免許年月日	年	月	日
免許の種類						
事業者番号	所在地					
	名称					
事業が生じた事業	品	名	種	号	年	月
事業が生じた方法 (製造物の名称、原料の種類)						
上記のとおり、事業が発生したので届け出ます。						
年 月 日 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称) 厚生労働大臣(経済厚生大臣局長、経済厚生局長) 副						
(注) 用紙の大きさは、A4とする。						

別記第19号様式(第十二条の六関係)

別記第19号様式(第十二条の六関係)

免許の番号	種	号	免許年月日	年	月	日
免許の種類	氏 名					
事業者番号	所在地					
	名称					
事業した事業	品	名	種	号	年	月
事業の方法						
事業の経過						
上記のとおり、事業を廃止したので届け出ます。						
年 月 日 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称) 厚生労働大臣 副						
(注) 用紙の大きさは、A4とする。						

別記第20号様式(第十四条関係)

別記第20号様式(第十四条関係)

種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)
向精神薬製造業者	向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者、向精神薬製造業者及び向精神薬輸入業者の共同事業の共同事業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者、向精神薬製造業者及び向精神薬輸入業者の共同事業の共同事業者
向精神薬製造業者	向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者
種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)
向精神薬製造業者	向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者
種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)
向精神薬製造業者	向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。			
年 月 日 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称) 厚生労働大臣(局長(経済厚生局長)) 副			
(注) 1. 用紙の大きさは、A4とする。 2. 法人にあっては、向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者、向精神薬製造業者及び向精神薬輸入業者の共同事業者の代表者の住所を、共同事業者の住所とする。 3. 本表第9項(1)欄から(3)欄までは、申請事項がないときは「なし」と記載し、申請事項があるときは、(1)欄にあっては申請事項の所在地を、(2)欄にあっては申請事項の所在地及び申請事項の名称を、(3)欄にあっては申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載する。 4. 申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載するときは、申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載する。申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載するときは、申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載する。 5. 申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載するときは、申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載する。			

別記第20号の2様式(第十四条の四関係)

別記第20号の2様式(第十四条の四関係)

種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)
向精神薬製造業者	向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者
向精神薬製造業者	向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者
種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)
向精神薬製造業者	向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者
種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)	種 別 (申請の種類)
向精神薬製造業者	向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者	向精神薬製造業者、向精神薬輸入業者
上記のとおり、申請を行う業務に変更を生じたので届け出ます。			
年 月 日 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名(法人にあっては、名称) 厚生労働大臣(局長(経済厚生局長)) 副			
(注) 1. 用紙の大きさは、A4とする。 2. 変更事項の記載欄には、変更を行つた変更事項を記載する。 3. 本表第9項(1)欄から(3)欄までは、申請事項がないときは「なし」と記載し、申請事項があるときは、(1)欄にあっては申請事項の所在地を、(2)欄にあっては申請事項の所在地及び申請事項の名称を、(3)欄にあっては申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載する。 4. 申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載するときは、申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載する。申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載するときは、申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載する。 5. 申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載するときは、申請事項の所在地及び申請事項の名称を記載する。			

別記第21号様式(第十六条関係)

別記第21号様式(第十六条関係)

向精神薬輸入業者 向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者		向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者
所在地 名称 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地 氏名にあっては、住所 氏名にあっては、住所		
事業又は向精神薬製造販売業務の開始の日以後2年以上免許を受けた向精神薬輸入業者、向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者		
年月日	地方厚生(支)局長(都道府県庁長官)	
有効期間	年月日 から	
	年月日 まで	

(注) 用紙の大きさは、A4とする。

別記第22号様式(第十七条関係)

別記第22号様式(第十七条関係)

向精神薬輸入業者 向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者		向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者	
免許証の番号	名称	免許年月日	年月日
所在地	名称		
住所	名称		
氏名	氏名		
免許証の事由及び年月日	上記のとおり、業務を営むため、免許証を請求して届け出ます。 年月日 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地 氏名にあっては、住所 氏名にあっては、住所		
年月日	地方厚生(支)局長(都道府県庁長官)		

(注) 用紙の大きさは、A4とする。

別記第23号様式(第十八条関係)

別記第23号様式(第十八条関係)

向精神薬輸入業者 向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者		向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者	
免許証の番号	名称	免許年月日	年月日
所在地	名称		
住所	名称		
氏名	氏名		
免許証送附の事由及び年月日	上記のとおり、免許証を送附したいので届け出ます。 年月日 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地 氏名にあっては、住所 氏名にあっては、住所		
年月日	地方厚生(支)局長(都道府県庁長官)		

(注) 用紙の大きさは、A4とする。

別記第24号様式(第十九条関係)

別記第24号様式(第十九条関係)

向精神薬輸入業者 向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者		向精神薬製造業者、向精神薬製造販売業者、向精神薬製造販売元、向精神薬製造販売子会社、向精神薬製造販売子会社の子会社 向精神薬製造業者	
変更の事由	名称	変更の年月日	年月日
所在地	名称		
住所	名称		
氏名	氏名		
向精神薬製造業者	所在地		
向精神薬製造販売業者	所在地		
向精神薬製造販売元	所在地		
向精神薬製造販売子会社	所在地		
向精神薬製造販売子会社の子会社	所在地		
氏名	氏名にあっては、住所		
氏名	氏名にあっては、住所		
変更の事由及びその年月日	上記のとおり、免許証の記載事項に変更が生じたので免許証を請求して届け出ます。 年月日 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地 氏名にあっては、住所 氏名にあっては、住所		
年月日	地方厚生(支)局長(都道府県庁長官)		

(注) 1. 用紙の大きさは、A4とする。
2. 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載する。

別記第25号様式(第二十条関係)

別記第25号様式(第二十条関係)
内閣府
(内閣府)

内閣府
(内閣府)

免状の番号	発行年月日	年月日
向精神薬	所在地	
製薬会社		
添付の事由		
添付の事由		

上記のとおり、免状の再交付を申請します。
 年 月 日
 印 係(本人にあつては、印) 氏名(本人にあつては、氏名)

地方厚生(支)局長(普通科事務) 殿
 (印)
 1. 欄の大きさは、A4とする。
 2. 記入用紙は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者及び向精神薬販売業者による申請書の記載のみに従ひ、両用をしないこと。

別記第26号様式(第二十一条関係)

別記第26号様式(第二十一条関係)
内閣府
(内閣府)

内閣府
(内閣府)

向精神薬試験研究施設	所在地
申請の事由	
製薬会社	
製薬会社	
製薬会社	
製薬会社	
製薬会社	
製薬会社	
製薬会社	

上記のとおり、登録を受けたいので申請します。
 年 月 日
 印 係(本人にあつては、印) 氏名(本人にあつては、氏名)

地方厚生(支)局長(普通科事務) 殿
 (印)
 1. 欄の大きさは、A4とする。
 2. 記入用紙は、製薬会社が指定する向精神薬試験研究施設に係る申請書の記載のみに従ひ、両用をしないこと。
 3. 当該施設の構造は、当該条で定められた「第1号」に記載し、当該条が定めるものは、その構造及び年月日を記載すること。
 4. 国又は地方公共団体以外の事業者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の責任者を記載すること。

別記第27号様式(第二十二条関係)

別記第27号様式(第二十二条関係)
内閣府
(内閣府)

申請の事由	
向精神薬試験研究施設	所在地
製薬会社	
製薬会社	
製薬会社	
製薬会社	
製薬会社	
製薬会社	

上記のとおり、登録を受けたいので申請します。
 年 月 日
 印 係(本人にあつては、印) 氏名(本人にあつては、氏名)

地方厚生(支)局長(普通科事務) 殿
 (印)
 欄の大きさは、A4とする。

別記第28号様式(第二十三条関係)

別記第28号様式(第二十三条関係)
内閣府
(内閣府)

試験の番号	発行年月日	年月日
向精神薬試験研究施設	所在地	
製薬会社		
製薬会社		
製薬会社		
製薬会社		
製薬会社		
製薬会社		

上記のとおり、登録を受けたいので申請します。
 年 月 日
 印 係(本人にあつては、印) 氏名(本人にあつては、氏名)

地方厚生(支)局長(普通科事務) 殿
 (印)
 1. 欄の大きさは、A4とする。
 2. 国又は地方公共団体以外の事業者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の責任者を記載すること。

別記第29号様式(第二十四条関係)

別記第29号様式(第二十四条関係)
向精神薬試験研究施設設置者試験届出申請書

登録番号	種別	登録年月日	年月日
向精神薬試験研究施設	所在地		
施設名称			
氏名			
設置届出の事由及びその年月日			
上記のとおり、登録届を提出したいので届け出ます。 年 月 日 印 (個人にあっては、) (法人にあっては、) 氏名(個人にあっては、名称) 氏名(個人にあっては、名称)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注) 1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 国又は地方公共団体の設置者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第30号様式(第二十五条関係)

別記第30号様式(第二十五条関係)
向精神薬試験研究施設設置者試験届出変更申請書

登録番号	種別	登録年月日	年月日
変更前	向精神薬試験研究施設	所在地	
変更後	向精神薬試験研究施設	所在地	
変更の事由及びその年月日			
上記のとおり、登録届の記載事項に変更を生じたので登録届を更新して届け出ます。 年 月 日 印 (個人にあっては、) (法人にあっては、) 氏名(個人にあっては、名称) 氏名(個人にあっては、名称)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注) 1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 変更前の施設及び従前の欄には、当該変更事由についての記載をすること。
3 国又は地方公共団体の設置者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第31号様式(第二十六条関係)

別記第31号様式(第二十六条関係)
向精神薬試験研究施設設置者試験届出再交付申請書

登録番号	種別	登録年月日	年月日
再交付の事由及びその年月日			
上記のとおり、登録届の再交付を申請します。 年 月 日 印 (個人にあっては、) (法人にあっては、) 氏名(個人にあっては、名称) 氏名(個人にあっては、名称)			
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿			

(注) 1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 再交付理由、届出設置する向精神薬試験研究施設に係る申請書の正誤を正しくし、届出をなすこと。
3 国又は地方公共団体の設置者の場合は、氏名の欄には当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。

別記第32号様式(第二十九条、第三十二条及び第三十三条関係)

別記第32号様式(第二十九条、第三十二条及び第三十三条関係)
向精神薬輸入届出(再)交付申請書

届出(登録)届の番号	種別	届出(登録)年月日	年月日
輸入(輸出)しようとする向精神薬	品名	数量	単位
届出(輸入)者	住所(法人にあっては、所在地)		
届出(輸出)の機関	届出の方法		
届出(輸出)者	届出に係る住所		
上記のとおり、向精神薬を輸入(輸出)したいので申請します。 年 月 日 印 (個人にあっては、) (法人にあっては、) 氏名(個人にあっては、名称) 氏名(個人にあっては、名称)			
地方厚生(支)局長 殿			

(注) 1 用紙の大きさは、A4とすること。
2 届出(輸入)者及び届出(輸出)機関は、当該向精神薬試験研究施設設置者の場合は、当該向精神薬試験研究施設の長の氏名を記載すること。
3 特定薬一般の向精神薬を輸出する場合は、数量欄にその量を記載すること。

別記第33号様式(1)(第三十四条関係)

別記第33号様式(1)(第三十四条関係)

向精神薬類出清出書

免許証の番号	期 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
輸出しようとする向精神薬	品 名	製 造 商 名	型 号
輸 入 者	住所	所在地(国名を記す)	
	氏 名	所在地(国名を記す)	
輸 出 者	所在地(国名を記す)		
輸 送 の 方 法			
輸 出 港 名			

上記のとおり、向精神薬を輸出したいので届け出ます。

年 月 日

向精神薬製薬 所在地
 製 造 商(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏 名(法人にあっては、名称)

地方厚生(支)局長 殿

(注) 用紙の大きさは、A4とする。

別記第33号様式(2)(第三十四条関係)

別記第33号様式(2)(第三十四条関係)

Expert Declaration No. _____
 日付 Date of Issue _____
 輸出出書 EXPORT DECLARATION

In regards to the export of psychotropic substances listed in Schedule 3 of the ITC Convention on Psychotropic Substances and/or preparation containing such psychotropic substances,

Name and Address of Exporter
Name and Address of Importer
In the case of the Substance International Non-proprietary Name(INN) and Quantity
In the case of Preparation containing the Substance a. Pharmaceutical Form b. INN and Contents of the Substance contained therein c. The Quantity of such Preparation d. The Total Quantity of such Substance(S×c)
Date of Exportation
Part of Exportation

The undersigned hereby declares that above information, submitted on behalf of the exporter, is, to the best of his knowledge, complete and correct. 輸出申告書
 (Name of person in charge of Exporter)

(注) 用紙の大きさは、A4とする。

別記第34号様式(第三十九条関係)

別記第34号様式(第三十九条関係)

向精神薬製造責任者出書(変更)

免許証の番号	期 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
向精神薬製造責任者	所在地	所在地(国名を記す)	
	氏 名	所在地(国名を記す)	
向精神薬製造責任者の候補	所在地	所在地(国名を記す)	
	氏 名	所在地(国名を記す)	
向精神薬製造責任者の候補	所在地	所在地(国名を記す)	
氏 名	所在地(国名を記す)		
出 発 年 月 日	年 月 日	輸 出 港 名	

上記のとおり、向精神薬製造責任者を変更したいので届け出ます。

年 月 日

製 造 商(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏 名(法人にあっては、名称)

地方厚生(支)局長(製造責任者) 殿

(注) 1. 用紙の大きさは、A4とする。
 2. 向精神薬製造責任者の候補の欄には、薬師である場合は薬師としての登録番号を記載し、薬剤師以外の者である場合は、検査及び向精神薬製造責任者である場合に認められるべきに該当するものを記載し、製造責任者とする。
 3. 変更届の場合、随時届(変更届)の向精神薬製造責任者の氏名を記載すること。

別記第35号様式(第四十一条関係)

別記第35号様式(第四十一条関係)

向精神薬製造出書

免許(登録)の番号	期 号	免許(登録)年月日	年 月 日
免許(登録)の種類			
向精神薬製造責任者(製造責任者)の氏名	所在地	所在地(国名を記す)	
事故が生じた向精神薬	所在地	所在地(国名を記す)	
	氏 名	所在地(国名を記す)	
製造責任者の氏名(製造責任者)	所在地	所在地(国名を記す)	
氏 名	所在地(国名を記す)		

上記のとおり事故が発生したので届け出ます。

年 月 日

製 造 商(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏 名(法人にあっては、名称)

地方厚生(支)局長(製造責任者) 殿

(注) 用紙の大きさは、A4とする。

別記第36号様式(第四十五条関係)

別記第36号様式(第四十五条関係)
基礎投資者等の届出の申請書

許可証の番号	業種	許可年月日	年月日
許可の種類			
業場又は営業所	所在地		
	名称		
向精神薬師受業者及び向精神薬小売業者(向精神薬師受業者)の免許を受けた者となされることについて取組の申請を届けます。 年月日 住所(個人にあっては、 <input type="checkbox"/>) (法人にあっては、 <input type="checkbox"/>) 氏名(個人にあっては、 <input type="checkbox"/>) (法人にあっては、 <input type="checkbox"/>)			
都道府県知事 殿 (注) 1 用紙の大きさは、A4とする。 2 許可証の番号、年月日及び許可の種類は、医薬品医療機器等法の薬師免許の許可又は医薬品の製造販売承認の許可について記載すること。			

別記第37号様式(第四十五条の二関係)

別記第37号様式(第四十五条の二関係)
向精神薬師受業者の届出の申請書

向精神薬師受業者	所在地	
	名称	
取り扱う向精神薬師受業者の品名		
業種		
上記のとおり、業務(受取)を届けます。 年月日 住所(個人にあっては、 <input type="checkbox"/>) (法人にあっては、 <input type="checkbox"/>) 氏名(個人にあっては、 <input type="checkbox"/>) (法人にあっては、 <input type="checkbox"/>)		
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿 (注) 1 用紙の大きさは、A4とする。 2 受取業務の場合は、業務開始日(業務を届け出た年月日、業務受取の事及ぶその年月日)を記載すること。		

別記第38号様式(第四十五条の三関係)

別記第38号様式(第四十五条の三関係)
向精神薬師受業者の届出の申請書

業務受取年月日		
向精神薬師受業者	所在地	
	名称	
業務受取の品名		
上記のとおり、業務受取を届けます。 年月日 住所(個人にあっては、 <input type="checkbox"/>) (法人にあっては、 <input type="checkbox"/>) 氏名(個人にあっては、 <input type="checkbox"/>) (法人にあっては、 <input type="checkbox"/>)		
地方厚生(支)局長(都道府県知事) 殿 (注) 用紙の大きさは、A4とする。		

別記第39号様式(第四十五条の四関係)

別記第39号様式(第四十五条の四関係)
向精神薬師受業者の届出の申請書

業務受取年月日		
受取者の種類		
輸入(輸出)しようとする薬師受業者の種類	品名	数量
輸入(輸出)の場所		
輸出(輸入)の場所		
輸送の方法		
輸入(輸出)の届出		
輸出に係る住所		
上記のとおり、向精神薬師受業者の届出を輸入(輸出)しようとして届けます。 年月日 所在地 向精神薬師受業者 氏名 住所(個人にあっては、 <input type="checkbox"/>) (法人にあっては、 <input type="checkbox"/>) 氏名(個人にあっては、 <input type="checkbox"/>) (法人にあっては、 <input type="checkbox"/>)		
地方厚生(支)局長 殿 (注) 用紙の大きさは、A4とする。		

別記第40号様式(第四十五条の六関係)

別記第40号様式(第四十五条の六関係)
療養の精神薬師科申請書

申請 届 出 年 月 日	
受 取 者 の 種 別	
所在地	
療養所等科申請書 本 部	
申請が生じた療養所精神薬師科	品 目 数 量
事 業 発 生 の 状 況 【施設発生日】 【場所、事故の種類】	
上記のとおり、事業が発生したことが認められます。 年 月 日 在 所 (法人にあつては、法 人たる事業所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称) 地方厚生(支)局長(副道庁長官) 殿 (注意) 用紙の大きさは、A4とすること。	

別記第41号様式(第四十五条の七関係)

別記第41号様式(第四十五条の七関係)
療養の精神薬師科内職おしり提出書

申請 届 出 年 月 日	
受 取 者 の 種 別	
所在地	
療養所等科申請書 本 部	
注文のあった療養所精神薬師科	品 目 数 量
注文書付託又は住所等注文書 を特定する事項	
注文のあった年月日	
療養又は療養所等の不正な製 品に關する疑いのある品目 の品名・数量	
上記のとおり、疑わしい物品を届けます。 年 月 日 在 所 (法人にあつては、法 人たる事業所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称) 地方厚生(支)局長(副道庁長官) 殿 (注意) 用紙の大きさは、A4とすること。	

別記第42号様式(第四十六条関係)

別記第42号様式(第四十六条関係)

番号	番号
収 去 証 (控)	収 去 証
1 療養所等の所在地	1 療養所等の所在地
2 免許・登録証の番号	2 免許・登録証の番号
3 免許・登録等の種類	3 免許・登録等の種類
4 氏 名 (法人にあつては、名称)	4 氏 名 (法人にあつては、名称)
5 収去場所	5 収去場所
6 品名・数量	6 品名・数量
年 月 日	年 月 日
収去者 官職 氏 名	所属庁 収去者 官職 氏 名
備 考	
(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。	

別記第43号様式(1)(第四十七条関係)

別記第43号様式(1)(第四十七条関係)

表面	
12cm	
第 号	
官 職	
氏 名	
年 月 日生	
療養及び向精神薬師法第50条の38の規定による当該職 員の証	
年 月 日発行	
有効期間 年 月 日から	
年 月 日まで	
厚生労働省(都道府県) 印	
写 真 ち ょ う 付 面	
8cm	

裏 面

この証書を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定により立入検査又は取去を行う職権を有するものである。
 麻薬及び向精神薬取締法第50条の38 厚生労働大臣又は都道府県知事は、麻薬又は向精神薬の取締りに必要があると認めるときは、麻薬取扱者、向精神薬取扱者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬業務所、向精神薬業務所、病院等、向精神薬試験研究施設その他麻薬若しくは向精神薬に関係する場所に入ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のために必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬、向精神薬若しくはこれらの疑いのある物を取去させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け、譲渡し、又は譲受けの実態を調査するために必要な限度において、麻薬等原料業者その他の関係者に対して必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬等原料業者その他麻薬向精神薬原料に関係する場所において実地に帳簿その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記第43号様式(2)(第四十七条関係)

別記第43号様式(2)(第四十七条関係)

表 面

<p>第 号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定による精神保健指定医の証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">都道府県</p>	<p>写 真 ち ょ う 付 画</p>
--	----------------------

12cm

8cm

裏 面

この証書を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により麻薬中毒者又はその疑いのある者を診察するため、当該受診者の居住する場所へ立ち入る職権を有するものである。
 麻薬及び向精神薬取締法第58条の6 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医をして、その者を診察させることができる。

2 前項の場合において、精神保健指定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第58条の8の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要とする場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第6項の規定による入院期間の決定が行われるまでの入院期間として、30日を超えない範囲内で期間を定めなければならない。

3 精神保健指定医は、第1項の規定により診察を行うため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行うおとする場所に

出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行う場所にとどまることを求めることができる。

4 都道府県知事は、第1項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。

5 精神保健指定医及び当該職員は、第1項及び前項の職務を行うため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。

6 第58条の38第3項及び第4項の規定は、前項の立入りについて適用する。

7 精神保健指定医は、第1項の規定による診察を行う場合には、受診者の名番を著ししないように注意し、かつ、受診者に対して、第2項に規定する事項に関し意見を述べざる機会を与えなければならない。

8 (省略)

9 (省略)

別記第43号様式(3)(第四十七条関係)

別記第43号様式(3)(第四十七条関係)

表 面

<p>第 号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定による当該職員の証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">都道府県</p>	<p>写 真 ち ょ う 付 画</p>
---	----------------------

12cm

8cm

表 薬
この医薬品を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第58条の4の
規定により麻薬中毒者又はその疑いのある者の診察に立ち会うた
め、当該受診者の居住する場所へ立ち入る権限を有するものである
が、
1 麻薬及び向精神薬取締法第58条の4 都道府県知事は、第1項の規定により診察をさせる場合には、当
該職員を立ち会わせなければならない。
2 精神保健指定医及び当該職員は、第1項及び前項の規定を行うた
め必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入るこ
とができる。
3 麻薬及び向精神薬取締法第58条の4 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者に
ついて必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医
をして、その者を診察させることができる。
4 前項の場合において、精神保健指定医は、命令で定める方法及
び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第58条の
8の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、
同条の規定による入院措置を必要とする場合には、当該麻薬中
毒者につき、同条第6項の規定による入院期間の決定が行われる
までの入院期間として、30日を越えない範囲内で期間を定められ
なければならない。
5 精神保健指定医は、第1項の規定により診察を行うため必要があ
るときは、当該受診者に対して、診察を行うおとす場所に出発
を求め、又は必要な限度において、診察を行う場所にとどまるこ
とを求めることができる。
6 第58条の38第3項及び第4項の規定は、前項の立ち入りについて適
用する。
7 精神保健指定医は、第1項の規定による診察を行う場合には、受
診者の名を音で注意し、かつ、受診者に対して、第
2項に規定する事項に同意を求めなければならない。
8 (省略)
9 (省略)

別表第一(第二十七条及び第三十条関係)	第一種 精神薬	第二種 精神薬
五—アリール—五—(二—メチルブチル)六g バルビツール酸(別名セコバルビター ル)、その塩類及びこれらを含有する物	三—(二—クロロフェニル)——二—メ チル—四—(三—H)——キナゾリノン(別 名メクロカロン)、その塩類及びこれら を含有する物 三—七—ジヒドロ—三—ジメチル—三— 七—(二—(ア—メチルフェネチ ル)アミノ)エチル)——H—プリン ——二—六—ジオン(別名フェネチリ ン)、その塩類及びこれらを含有する物 二—(ジフェニルメチル)スルフィニ—六 g 二—(フェニル—二—(二—ピペリジル)二— ニ—ド—ト)、その塩類及びこれらを含有 する物 三—メチル—二—フェニルモルフォリ—二— ン(別名フェニメトラン)、その塩類—二— 及びこれらを含有する物 R—(R—メトキシベンジル)——四—九g (B—メトキシフェネチル)——一—一—ピ ペラジンエタノール(別名ジペプロ ル)、その塩類及びこれらを含有する物 五—アリール—五—(二—メチルプロピ タル)——二—(二—メチルプロピ タル)、その塩類及びこれらを含有す る物 二—エチル—二—フェニルグルタルイ—十 ミド(別名グルテチミド)、その塩類及 びこれらを含有する物 五—エチル—五—(二—メチルブチル)九g バルビツール酸(別名アモバルビター ル)、その塩類及びこれらを含有する物 五—エチル—五—(一—メチルブチル)四 五g バルビツール酸(別名ベントバルビター ル)、その塩類及びこれらを含有す る物	二—(二—シクロヘキセニル—イール)六 五—エチルバルビツール酸(別名シ—七 クロバルビタル)、その塩類及びこれ らを含有する物 トレ—(二—アミノ—フェニル— ロパ)—(一—オール)(右旋性のものに 限る。)(別名カチン)、その塩類及びこ れらを含有する物 五—(二—フルオロフェニル)——一— 三—ヒドロ—一—メチル—七—ニト ロ—二—H—一—四—ベンゾジアゼピ ン—二—オン(別名フルニトラゼパム)、 その塩類及びこれらを含有する物 一—二—三—四—五—六—ヘキサヒド ロ—六—十一—ジメチル—三—(三— メチル—二—ブテニル)——二—六—メ タ—ノ—三—ベンゾジン—八—オール (別名ペンタジン)、その塩類及びこ れらを含有する物 二—アミノ—五—フェニル—二—オキ—三— サゾリン(別名アミノレクス)、その塩 類及びこれらを含有する物 二—イミノ—五—フェニル—四—オキ—六 サゾリノン(別名ペモリン)、その塩 類及びこれらを含有する物 一—エチニルシクロヘキサノールカル—三 バミン酸エステル(別名エチナメー ト)、その塩類及びこれらを含有する物 五—エチル—五—フェニルバルビツ—六 ル酸(別名フェニバルビタル)、その 塩類及びこれらを含有する物 N—エチル—三—フェニルシクロ— 二—(二—二—二)—ヘプタン—二—アミン—八

第三種 精神薬	第一種 精神薬	第二種 精神薬
(別名フェニカンファミン)、その塩類 及びこれらを含有する物 五—エチル—一—メチル—五—フェニ ルバルビツール酸(別名メチルフェ バルビタル)、その塩類及びこれら を含有する物 N—エチル—一—メチルフェネチル— ミン(別名エチランフェタミン)、その 塩類及びこれらを含有する物 五—エチル—五—(一—メチルプロピ タル)——二—(二—メチルプロピ タル)——二—(二—メチルプロピ タル)、その塩類及びこれら を含有する物 一—クロロ—三—エチル—一—ペンテ ン—四—イノール—三—オール(別名 エス—二—クロロビノール)、その塩類 及びこれらを含有する物 七—クロロ—五—(二—クロロフェニ ル)——一—三—ジヒドロ—三—ヒドロ キシ—二—H—一—四—ベンゾジアゼ ピ—二—オン(別名ロラゼパム)、その 塩類及びこれらを含有する物 七—クロロ—五—(二—クロロフェニ ル)——一—三—ジヒドロ—三—ヒドロ キシ—一—メチル—二—H—一—四— ベンゾジアゼピ—二—オン(別名 ロラゼパム)、その塩類及びこれら を含有する物 七—クロロ—五—(二—クロロフェニ ル)——一—三—ヒドロ—二—H—一— 四—ベンゾジアゼピ—二—オン(別 名デラゼパム)、その塩類及びこれら を含有する物 十—クロロ—十一—b—(二—クロロ フェニル)——二—三—七—十一— b—テト—六—ラヒドロオキサゾ ラヒドロオキサゾ—(三—二— d)——六—(五 H)——オン(別名クロキサゾラム)、 その塩類及びこれらを含有する物 八—クロロ—六—(二—クロロフェニ ル)——一—メチル—四—H— ソロ—(四—三—a)——(二—四)—— ベンゾ—ジ— アゼピ—二—オン(別名トリアゾラ ム)、その塩類及びこれらを含有す る物	二—イミノ—五—フェニル—四—オキ—六 サゾリノン(別名ペモリン)、その塩 類及びこれらを含有する物 一—エチニルシクロヘキサノールカル—三 バミン酸エステル(別名エチナメー ト)、その塩類及びこれらを含有する物 五—エチル—五—フェニルバルビツ—六 ル酸(別名フェニバルビタル)、その 塩類及びこれらを含有する物 N—エチル—三—フェニルシクロ— 二—(二—二—二)—ヘプタン—二—アミン—八 二—(二—シクロヘキセニル—イール)六 五—エチルバルビツール酸(別名シ—七 クロバルビタル)、その塩類及びこれ らを含有する物 トレ—(二—アミノ—フェニル— ロパ)—(一—オール)(右旋性のものに 限る。)(別名カチン)、その塩類及びこ れらを含有する物 五—(二—フルオロフェニル)——一— 三—ヒドロ—一—メチル—七—ニト ロ—二—H—一—四—ベンゾジアゼピ ン—二—オン(別名フルニトラゼパム)、 その塩類及びこれらを含有する物 一—二—三—四—五—六—ヘキサヒド ロ—六—十一—ジメチル—三—(三— メチル—二—ブテニル)——二—六—メ タ—ノ—三—ベンゾジン—八—オール (別名ペンタジン)、その塩類及びこ れらを含有する物 二—アミノ—五—フェニル—二—オキ—三— サゾリン(別名アミノレクス)、その塩 類及びこれらを含有する物 二—イミノ—五—フェニル—四—オキ—六 サゾリノン(別名ペモリン)、その塩 類及びこれらを含有する物 一—エチニルシクロヘキサノールカル—三 バミン酸エステル(別名エチナメー ト)、その塩類及びこれらを含有する物 五—エチル—五—フェニルバルビツ—六 ル酸(別名フェニバルビタル)、その 塩類及びこれらを含有する物 N—エチル—三—フェニルシクロ— 二—(二—二—二)—ヘプタン—二—アミン—八	二—イミノ—五—フェニル—四—オキ—六 サゾリノン(別名ペモリン)、その塩 類及びこれらを含有する物 一—エチニルシクロヘキサノールカル—三 バミン酸エステル(別名エチナメー ト)、その塩類及びこれらを含有する物 五—エチル—五—フェニルバルビツ—六 ル酸(別名フェニバルビタル)、その 塩類及びこれらを含有する物 N—エチル—三—フェニルシクロ— 二—(二—二—二)—ヘプタン—二—アミン—八

一・一―ジフェニル―（二―ピペリジル）メタノール（別名ピブドロトル）の塩類及びこれらを含む物	百八
N・e―ジメチルシクロヘキサンエチルアミン（別名プロピルヘキセドリ）の塩類及びこれらを含む物	五
N・N―ジメチル―R―フェニルフェニルアミン（左旋性のものに限る）（別名レフエタミン）、その塩類及びこれらを含む物	三
三・四―ジメチル―二―フェニルモルフォリン（右旋性のものに限る）（別名フェンジメトラジン）、その塩類及びこれらを含む物	五
R・R―ジメチルフェネチルアミン（別名フェンテルミン）、その塩類及びこれらを含む物	一・二
N・N・六―トリメチル―二―パラ―トリルイミダゾ（一・二―a）ピリジン―三―アセタミド（別名ゾルピデム）、その塩類及びこれらを含む物	三
一―（四―トリル）―二―（二―ピロニリジニル）―一―ペンタノン（別名ピロバロン）、その塩類及びこれらを含む物	四
五―ブチル―五―エチルバルビツール酸（別名ブトバルビツール）、その塩類及びこれらを含む物	六
七―プロモ―五―（二―クロロフェニル）―一―三―ジヒドロ―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン、その塩類及びこれらを含む物	三
二―プロモ―四―（二―クロロフェニル）―九―メチル―六―H―チエノ（三・二―f）―s―トリアゾロ（四・三―a）（二・四）ジアゼピン（別名プロチゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	五
七―プロモ―一・三―ジヒドロ―五―（二―ピリジル）―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名プロマゼパム）、その塩類及びこれらを含む物	四

十―プロモ―一―b―（二―フルオロフェニル）―二・三・七・十一―トリアヒドロオキサゾ（三・二―d）（二・四）ベンゾジアゼピン―六（五H）―オン（別名ハロキサゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	三
N―ベンジル―N・R―ジメチルフェニルアミン（別名ベンツフェタミ）の塩類及びこれらを含む物	五
三―（R―メチルフェネチル）アミ（三ノ）プロピオニトリル（別名フェンプロレクス）、その塩類及びこれらを含む物	六
三―（R―メチルフェネチル）―N―九（フェニルカルバモイル）シドノイミ（別名メソカルブ）、その塩類及びこれらを含む物	九
五―（二―メチルブチル）―五―ビニルバルビツール酸（別名ビニルビタル）、その塩類及びこれらを含む物	四
二―メチル―二―プロピル―一・三―テロ（別名メプロバメト）、その塩類及びこれらを含む物	八

別表第二（第四十四関係）

- 一 五―ジエチルバルビツール酸（別名バルビタル。以下「バルビタル」という。）として二・五％以下を含む物（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされる物及びバルビタル以外の向精神薬を含む物を除く。）
- 二 バルビタルとして二十％以下を含む物、かつ、血清を含む物であつて、一容器中バルビタルとして百mg以下を含むもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされる物及びバルビタル以外の向精神薬を含む物を除く。）
- 三 バルビタルとして二十％以下を含む物であつて、一容器中バルビタルとして十mg以下を含むもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタル以外の向精神薬を含む物を除く。）
- 四 バルビタルとして五十％以下を含む物、かつ、血清を含む物であつて、一容器中バルビタルとして十mg以下を含むもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされる物）

別表第三（第四十五関係）

- 一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料
- イ N―アセチルアントラニル酸として五十％を超えて含む物
- ロ アセチルを五十％を超えて含む物
- ハ 四―アニリノペリジンとして五十％を超えて含む物
- ニ 四―アニリノ―一―フェネチルペリジンとして五十％を超えて含む物
- ホ アントラニル酸として五十％を超えて含む物
- ヘ イソサフロールを五十％を超えて含む物
- ト エチルエーテルを五十％を超えて含む物
- チ エルゴタミンとして五十％を超えて含む物
- リ エルゴメトリンとして五十％を超えて含む物
- 又 塩化水素を十％を超えて含む物
- 又 過マンガン酸カリウムを十％を超えて含む物

- 五 バルビタル及びヨウ化アセチルコリンを含む物であつて、一個中バルビタルとして十mg以下を含むもの（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタル以外の向精神薬を含む物を除く。）
- 六 五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名クロナゼパム。以下「クロナゼパム」という。）、七―クロロ―一・三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ジアゼパム。以下「ジアゼパム」という。）又は五―エチル―五―フェニルバルビツール酸（別名フェノバルビタル。以下「フェノバルビタル」という。）として〇・一％以下を含む物（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされる物及びクロナゼパム、ジアゼパム、フェノバルビタル以外の向精神薬を含む物を除く。）
- 七 放射性物質を含む物（人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物を除く。）

- ワ サフロールを五十％を超えて含む物
- ワ 一―ジメチルエチル―四―アニリノペリジン―一―カルボキシラートとして五十％を超えて含む物
- カ トルエンを五十％を超えて含む物
- ヨ ペリジンとして五十％を超えて含む物
- タ ピペロナールを五十％を超えて含む物
- レ N―フェニル―N―（ペリジン―四―イル）プロパンアミドとして五十％を超えて含む物
- ソ 一―フェネチルペリジン―四―オンとして五十％を超えて含む物
- ツ メチルエチルケトンに五十％を超えて含む物
- ネ メチル―二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―二―カルボキシラートとして五十％を超えて含む物
- ナ 二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）―オキシラン―二―カルボン酸として五十％を超えて含む物
- ラ 三・四―メチレンジオキシフェニル―二―プロパノンを五十％を超えて含む物
- ム 無水酢酸を五十％を超えて含む物
- ウ リゼルギン酸として五十％を超えて含む物
- キ 硫酸を十％を超えて含む物
- ク アセチレンを充てんした容器に内蔵された多孔質物に浸潤させたアセトン
- 三 放射性物質を含む物